

熊本市工事検査規程取扱要領

制定	昭和63年	1月	6日	建設局長決裁
改正	平成10年	1月	19日	市長決裁
	平成17年	5月	23日	総務局長決裁
	平成21年	9月	30日	総務局長決裁
	平成22年	8月	10日	契約検査室次長決裁
	平成24年	3月	29日	総務局長決裁
	平成28年	3月	28日	総務局長決裁
	令和元年	6月	19日	総務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市工事検査規程（昭和63年1月6日制定。以下「規程」という。）に基づき、工事検査に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 検査員は、規程に定めがあるもののほか、この要領により厳正的確に検査を行うものとする。

2 検査員は、検査をしようとするときは、事前にその日時を工事担当者に周知するものとする。

3 検査員は、検査の結果について立会人と意見が異なるとき、又は規程及びこの要領に定めのない事項で判定が困難なときは、検査室長に報告し、その指示を受けるものとする。

(未済部分の取扱い)

第3条 検査員は、完成検査（部分完成検査を含む。）において、現場の状況からやむを得ないと認めたときは、未済の仮設材の撤去、後片付け等を口頭により指示できるものとし、完了については写真等により確認するものとする。

(部分払いの対象の判定)

第4条 出来高検査による部分払いの対象の判定は、次のとおり行うものとする。

(1) 次に掲げるものについては、部分払いの対象とする。

ア 熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和39年訓令第10号）に規定する熊本市公共工事請負契約約款第37条第1項の規定に示された部分（以下「出来形部分等」という。）

イ 出来形部分等に応じ適正に算定した共通仮設費及び経費等

(2) 次に掲げるものについては、部分払いの対象としない。

ア 設計図書と相違する部分又は施工不良の部分

イ 強度の確認ができない打設済コンクリートその他の施工の成果を確認することができない部分

ウ 棄損亡失のおそれのある工事材料

2 建築工事及び設備工事の出来高検査による部分払いの対象については、別に定める出来高割合査定基準に基づき判定する。

3 清算出来高検査における支払の対象の判定については、第1項を準用する。

(工事の施工状況、出来形、品質及び機能の確認)

第5条 検査員は、設計図書のほか、別に定める工事検査基準に基づき、工事の施工状況、出来形、品質及び機能を確認するものとする。

(破壊箇所の復築)

第6条 検査員は、規程第10条第3項に規定する破壊検査を行ったときは、当該工事の受注者に復築を確認できる写真を添えて第9条第7号の破壊検査箇所復築完了届を提出させるものとする。

(工事の手直し指示等)

第7条 検査員は、規程第15条第1項の規定により工事の手直しを指示する場合は、現地において立会人に当該指示の内容を十分に説明するものとする。

(併任検査員が行う検査に関する要領の読替)

第8条 規程第8条第2号に規定する併任検査員が行う検査に関し、この要領を適用する場合においては、第2条第3項中「検査室長」とあるのは、「併任検査員が所属する課又は室の長」とする。

(様式)

第9条 規程及びこの要領の施行に関し必要な書類の様式は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に

定めるものとする。

- (1) 完成検査 次に掲げる様式
 - ア 完成検査依頼書 (別記第1-1号様式)
 - イ 完成検査報告書 (別記第1-2号様式)
 - ウ 完成検査結果回答書 (別記第1-3号様式)
 - エ 完成検査結果通知書 (別記第1-4号様式)
- (2) 部分完成検査 次に掲げる様式
 - ア 部分完成検査依頼書 (別記第2-1号様式)
 - イ 部分完成検査報告書 (別記第2-2号様式)
 - ウ 部分完成検査結果回答書 (別記第2-3号様式)
 - エ 部分完成検査結果通知書 (別記第2-4号様式)
- (3) 中間検査 次に掲げる様式
 - ア 中間検査依頼書 (別記第3-1号様式)
 - イ 中間検査報告書 (別記第3-2号様式)
 - ウ 中間検査結果回答書 (別記第3-3号様式)
 - エ 中間検査結果通知書 (別記第3-4号様式)
- (4) 出来高検査 次に掲げる様式
 - ア 出来高検査依頼書 (別記第4-1号様式)
 - イ 出来高検査報告書 (別記第4-2号様式)
 - ウ 出来高検査結果回答書 (別記第4-3号様式)
 - エ 出来高検査結果通知書 (別記第4-4号様式)
- (5) 清算出来高検査 次に掲げる様式
 - ア 清算出来高検査依頼書 (別記第5-1号様式)
 - イ 清算出来高検査報告書 (別記第5-2号様式)
 - ウ 清算出来高検査結果回答書 (別記第5-3号様式)
- (6) 工事手直し 次に掲げる様式
 - ア 工事手直し指示書 (別記第6-1号様式)
 - イ 工事手直し指示書 (通知) (別記第6-2号様式)
 - ウ 工事手直し完了報告書 (別記第6-3号様式)
- (7) 破壊検査箇所復築 破壊検査箇所復築完了届 (別記第7号様式)

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程取扱要領は、平成17年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程取扱要領は、平成21年4月1日以後に発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月11日から施行し、改正後の熊本市工事検査規程取扱要領は、平成22年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。